

| | |
|---|---|
| 項 目 | J60065(オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器 - 安全要求事項)の 付属書N(参考)の取り扱いについて |
| <p>1. 内容</p> <p>電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準で、J60065(オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器 - 安全要求事項)の付属書中、付属書A(飛沫に対する保護を備えた機器に対する追加要求事項)から付属書G(燃焼性試験方法)までは「(基準)」とあるが、付属書N(ルーチン試験)は「(参考)」となっている。この参考となっている付属書の技術基準は適用する必要はないのか。</p> | |
| <p>2. 回答</p> <p>付属書N(ルーチン試験)は(参考)との位置付けであることから、電気用品安全法第8条第1項の技術基準としては適用されない。</p> <p>しかしながら、同付属書N(参考)で定める「N.2.1 絶縁耐圧試験」を、電気用品安全法施行規則別表第3の「絶縁耐力について一品ごとに行う、技術基準において定める試験の方法と同等以上の方法」と解釈し、同試験に適用することは差し支えない。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) IEC60065で付属書Nを参考としているのは、一律に定めることが適当でない項目について、その採用を各国がその実情に応じて判断する余地を残したものである。同IEC規格を電気用品安全法の「基準」として採用するにあたって、付属書Nを(基準)として位置付けた場合、同付属書に規定されている製造工程中の検査等も電気用品安全法上の義務と解釈されるおそれがあった。</p> <p>(2) J60065の本文の「4. 試験に関する一般条件」に「4.1.1 この規格による試験は型式試験である。」と規定されていることから、本文に規定する絶縁耐圧試験を、一品ごとに行う絶縁耐力の技術基準とすることは適当ではない。</p> <p>(3) 1項基準の電気用品の完成品検査の絶縁耐力では、従前から「技術基準において定める試験方法と同等以上の方法」として「技術基準で定める試験電圧の1.2倍の試験電圧で1秒間耐えること」の耐電圧試験が行われてきた。しかし、J60065では付属書Nでルーチン試験の絶縁耐圧試験を規定していることから、それを採用することが望ましい。</p> | |